

## 年金業務・組織再生会議（第14回）議事要旨

1 日時 平成19年12月17日（月）10:00～11:50

2 場所 内閣府本府5階特別会議室

3 出席者

（委員・50音順、敬称略）

岩瀬達哉、小島典明、斎藤聖美、本田勝彦

（政府）

渡辺喜美行政改革担当大臣、山本明彦内閣府副大臣、戸井田徹内閣府大臣政務官、福井良次行政改革推進本部事務局長、江澤岸生行政改革推進本部事務局次長、加瀬徳幸行政改革推進本部事務局参事官、長田浩志行政改革推進本部事務局企画官

4 議事次第

開会

社会保険庁からのヒアリング

坂野泰治社会保険庁長官、吉岡荘太郎社会保険庁総務部長、石井博史社会保険庁運営部長、植田堅一社会保険業務センター副所長

意見交換

閉会

5 議事の経過

社会保険庁から、これまでの会議で委員から指摘のあった事項について説明が行われ、委員との質疑応答が以下のように行われた。

- ・ 契約の透明性・競争性の確保については、平成16年11月に調達委員会が設けられているが、更に実効性があがるよう努力すべきではないかとの意見があった。
- ・ 外部委託の検討に当たっては、単に外部委託できるかできないかというような議論ではなく、業務を最適に行うためという目的を明確にした上で具体的に検討すべきとの意見があった。
- ・ 法律で外部委託が制限されているというようなことはあるが、本来は業務についてコストや品質を見極めながら、できるだけどうしたら委託ができるかという観点、発想から考えるべきではないかとの質問があり、日本年金機構自身を品質面なども常に考えていくような組織にする必要があるが、法律改正がないと委託できない部分については、その条件の範囲内で出発点として検討したとの回答があった。

前回までの議論を踏まえ、外部委託及び組織・人材について出された各委員の意見を整理した資料を基に、以下のような意見交換が行われた。

- ・ 免除勤奨業務については、外部委託業者がデリケートな個人情報扱うこととなることから、委託先の選定に当たっては、個人情報の管理がしっかり行えるかという点に、特に留意すべきとの意見があった。
- ・ 来訪による年金相談については、社会保険労務士の活用や市町村の活用についても、どのようにすれば可能か、積極的に検討することが必要との意見があった。
- ・ 年金相談については、費用対効果の観点も考慮する必要があるとともに、国民の声に直に接する重要な機会であることから、機構自ら行うことが必要ではないかとの意見があった。
- ・ 複数年契約を行う場合においては、長期契約によるリスクを回避するため、契約解除に関する基準などを明確にしておくことが重要との意見があった。
- ・ 委託契約に関して、請負と派遣では違いがあり、請負では発注者から業務従事者への指揮命令が認められていないことに留意すべきとの意見があった。
- ・ 機構の業務の目標や成果などについては、アニュアルレポート(年次報告書)などにより公開していくことが必要との意見があった。
- ・ 社会保険庁においても、機構が発足するまでの2年間の準備が極めて重要であることを十分認識し、自ら改革に向けた取組を着実に進めていくことが強く望まれるとの意見があった。

事務局から、職員採用及び業務委託の推進についての基本的な考え方に対する意見や提案、業務実態に関する情報などをインターネットにより国民から意見・情報募集することについて説明があり、了解された。

座長から、次回会議においては、今回までの議論を踏まえ、業務の委託の推進についての中間整理の取りまとめができるよう議論したいとの提案がなされ、了解された。

次回開催は12月21日(月)15時からとされた。

<文責：行政改革推進本部事務局（速報のため事後修正の可能性あり）>